

石川県公報

平成 28 年 10 月 4 日 (火曜日)

号 外

(第 83 号)

目 次

条 例	
○石川県警察本部組織条例の一部を改正する条例 (警察本部)	1

条 例

石川県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十五号

石川県警察本部組織条例の一部を改正する条例

石川県警察本部組織条例(昭和二十九年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一
号を加える。

二十 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)第二条第五項に規定する国外犯
罪被害者慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

